

第3期日田市地域福祉計画

令和2年3月
大分県日田市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の背景	1
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画期間	6
第5節 計画の策定体制	6

第2章 日田市を取り巻く状況と取組

第1節 統計データ	7
第2節 アンケート調査結果	13
第3節 第2期計画の取組と課題	18

第3章 計画の基本方針

第1節 基本理念	23
第2節 基本目標	23
第3節 施策の体系	24

第4章 施策の展開

第1節 地域のつながりづくり	27
推進目標1 交流の促進	27
推進目標2 福祉意識の醸成	30
第2節 支えあう地域づくり	32
推進目標1 ボランティア団体等の育成・支援	32
推進目標2 地域福祉の担い手づくり	35
第3節 身近な相談体制づくり	38
推進目標1 相談体制の充実	38
推進目標2 情報提供の整備	42
第4節 暮らしを支える環境づくり	44
推進目標1 安心して外出できる環境整備	44
推進目標2 安心して暮らせる環境づくり	47
第5節 S D G s (持続可能な開発目標) との関係	52

資料

用語解説	56
日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱	58
第3期日田市地域福祉計画策定委員会委員名簿	60
第3期日田市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果	61

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化し、地域が抱えるニーズや課題は複雑化・多様化しています。このような複雑化・多様化するニーズや課題への対応のためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、地域の結びつきを深めるための助け合い・交流活動や関係機関との連携の一層の強化などが大切です。

こうした中、日田市では、平成18年10月に「第1期日田市地域福祉計画」を、平成23年3月に第1期の見直し版を、平成27年3月に「第2期日田市地域福祉計画」を策定し、生活福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んできました。

この第2期計画の計画期間が令和元年度までとなっていることから、これまでの取組を継承するとともに、改正社会福祉法により地域福祉の新たな概念として国が提唱した「地域共生社会」の実現に資する取組などの地域福祉を推進していく必要があるため、「第3期日田市地域福祉計画」を策定します。

第2節 計画の背景

① 地域社会を取り巻く状況

本市の人口は、平成17年3月の市町村合併時の76,364人から、少子高齢化の進行に伴って減少し、平成25年12月には7万人を切り、令和元年9月30日現在で65,015人となり、人口減少が続いている状況にあります。

ただし、人口が減少している一方、世帯数は増加し、一世帯あたりの人員は平成26年では2.6人だったのに対し、令和元年9月30日現在では2.4人と年々縮小しています。

また、高齢化率は、平成26年には30.37%でしたが、令和元年には34.24%となり、高齢化は一層進んでいる状況です。

少子高齢化や過疎化の進行は、地域福祉の担い手の減少を招くとともに、地域の活力や持続可能性を脅かします。また、単身世帯や高齢者世帯の増加により、生活の様々な場において支えあいの基盤が弱まり、暮らしにおける人ととのつながりが希薄化していると考えられます。そういうたた地域社会においては、孤立し、誰にも相談できない、適切な支援に結びつかないなど、課題が深刻化することが考えられます。

さらに、長期間のひきこもりをしている50代前後の子を80代前後の高齢の親が養い続け、将来に対する不安を抱える問題（8050問題）や、介護と育児に同時に直面する世帯の課題（ダブルケア）など、新しい課題も生じている状況にあります。

② 社会福祉制度の動向

地域福祉計画は、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支えあう総合的な地域福祉に取り組む計画で、本計画は、次のような関連する福祉施策の動向も踏まえて策定します。

●地域共生社会の実現

平成 29 年 12 月 12 日付け厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、改正社会福祉法に規定された地域包括ケアシステムの強化を含む包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進し、社会福祉法の改正内容を早期に市町村地域福祉計画に反映させるよう通知しています。

●成年後見制度の利用促進

平成 29 年 3 月 24 日付け内閣府通知「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

●児童等に対する必要な支援を行う体制の整備

母子保健法の改正（平成 29 年 4 月施行）が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目がない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされました。また、国は「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、子育て世代包括支援センターについては、令和 2 年度末までの全国展開を目指し取り組むこととしています。

また、児童相談所の体制強化とともに、市町村においては子どもとその家庭、妊産婦等の相談体制を強化するため、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置すること等を内容とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が平成 30 年 12 月に国において決定されました。

●子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する取組の推進を求める「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。

●ひきこもり対策

内閣府の調査（生活状況に関する調査（平成 30 年度））結果において、40 歳以上 64 歳以下の広義のひきこもり状態にある者が約 61 万人（推計）に上り、ひきこもり状態となって 7 年以上が経つ者の割合が約 50% という状況にあることが示されました。国は身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方及びその家族等からの相談並びに関係機関からの相談を確実に受けとめるよう通知しています。

●障がいのある人への差別の解消を推進するための条例の制定

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、市においても平成 31 年 4 月に「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を制定・施行しました。今後は条例に基づき、障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が障がいの有無に関わらず、ともに生活できる共生社会を実現するよう取組を行う必要があります。

●犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、犯罪被害者等基本法を根拠とする「日田市犯罪被害者等支援条例」が平成 30 年 6 月に施行されました。

また、国民の理解を前提としながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することによって再犯の防止を行い、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。

●市町村自殺対策計画との調和

厚生労働省通知の「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」において、市町村自殺対策計画との調和に配慮する旨が記載されています。

●生活困窮者自立支援制度の取組

平成 26 年 3 月 27 日付け厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者自立支援方策と地域福祉施策との連携や生活困窮者の自立支援に関する事項を盛り込むよう通知されています。

第3節 計画の位置付け

① 法・他計画との関係

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として市町村が策定する計画です。

○社会福祉法（抜粋）

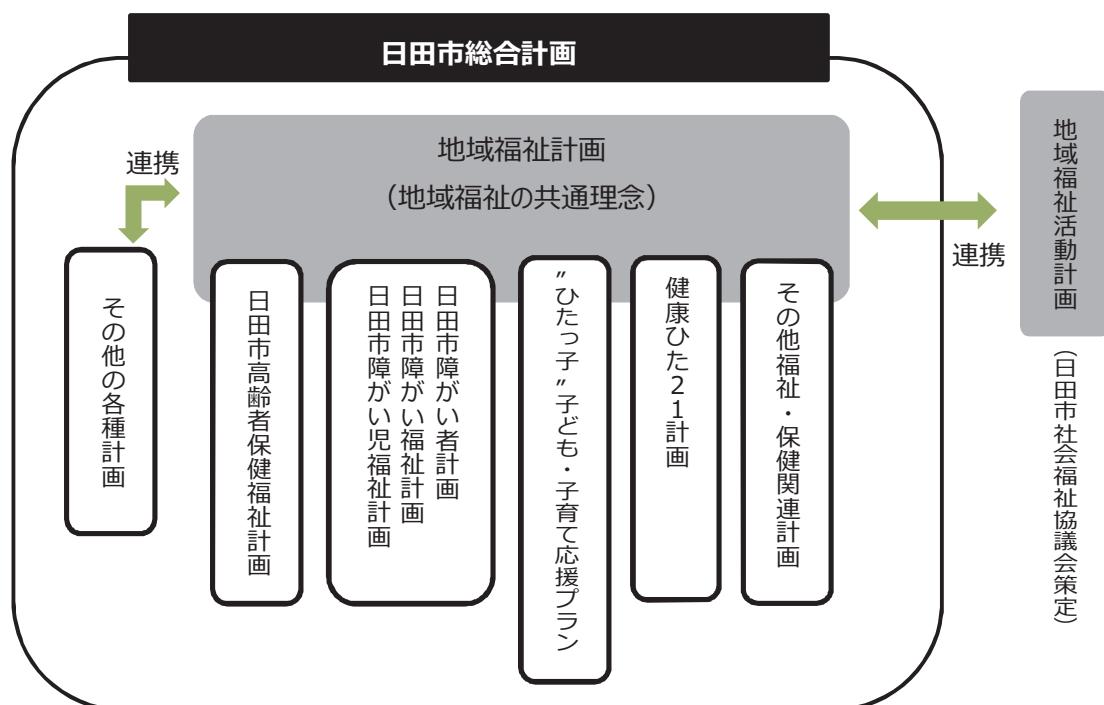
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項（①地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業②必要に応じて支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業③生活困窮者自立相談支援事業）に関する事項

※(1)及び(5)は、平成30年施行の法改正により、新たに加えられた事項

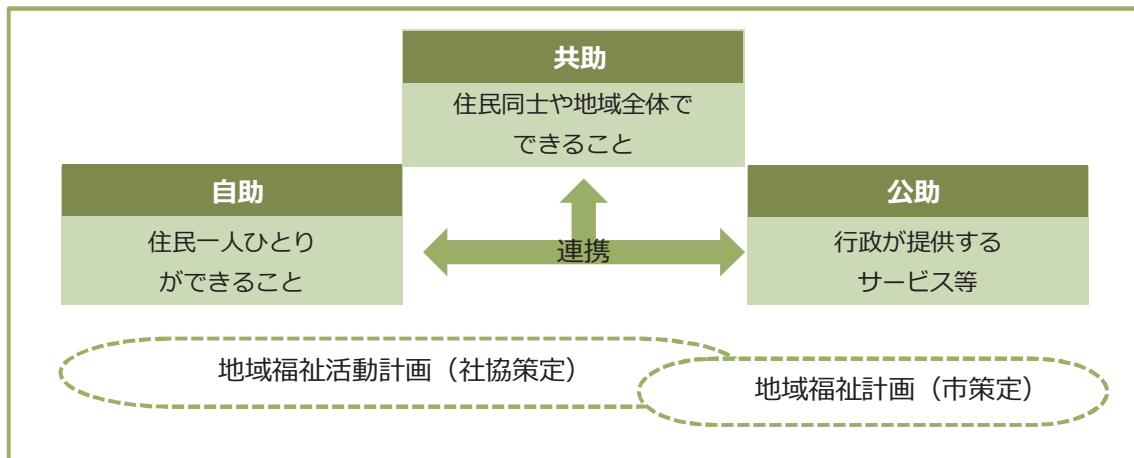
地域福祉計画は、日田市総合計画を最上位計画としながら、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の「上位計画」であり、関連する市の福祉部門の各種計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定します。



② 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に規定されている「市町村社会福祉協議会」が策定する計画で、地域住民、住民組織、様々な関係団体などが行う自主的な地域福祉活動などへの支援やその活動への参加促進を図るための計画です。

対象とする部分は異なりますが、両計画とも地域福祉の推進という共通の目的をもっているため、お互い連携・連動しながら、策定し、行動を進めていきます。



③ 自助・共助・公助の実践

地域福祉において、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、地域福祉課題の多様化・複雑化が進んでいる現状では、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な団体が課題・問題を「我が事」と考え、つながっていかなければ、課題の解決にはつながりません。

つまり、地域で課題を抱える人を孤立させず、行政サービスや福祉サービスとともに、身近な地域住民が主体となって支えあいながら、適切な支援につなぐためのネットワークを“つなげる”ことで、地域で安心して暮らせる社会が実現していきます。

そのためにもまずは、自助（自分でできることは自分でする）・共助（お互いに助け合う）・公助（公的責任で行政等が行う）、この3つの「助」を重層的に組み合わせることが大切です。

「自分らしい生活を最期まで続けたい・・・」「住み慣れた地域で暮らし続けたい・・・」

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることは、多くの住民の願いです。

地域で支えあい、安心して暮らせるために、自分自身でできること、ともに支えあいながらできることは何かを考えることが地域福祉の推進には欠かせません。

第4節 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

これは、継続性をもって取組を推進し、評価を行いながら実施する他の計画との整合を図りながら必要に応じて見直しも行うことを考慮して設定しています。

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第2期計画の策定時と比較するために、市民から無作為に抽出した1,100名を対象にアンケート調査を実施し、地域の課題、地域福祉活動に対する市民の意識など、日田市の状況を分析しました。

また、これらの課題等について、学識経験のある方、医療・保健・福祉の関係者、職域・住民組織団体の代表者、関係行政機関の職員、一般公募による市民からなる地域福祉計画策定委員会において、協議・検討を行うとともに、パブリックコメントでの意見を踏まえて第3期計画を策定しました。

